

## 小特集・社会諸科学における家族理論

ここに収める三論文は本学会第二回研究懇話会の共同報告「家族と社会諸科学」の原稿を整理したものである。実はこの大会の前年に刊行の『家族史研究 6』（大月書店・一九八二年）は「家族と社会諸科学」なる特集を組み、異なる専門の七名の教授が提出した討議資料をもとに、利谷信義、正岡寛司両教授司会のもとに六名の教授の座談会の記録を収録したのであり、右の共同報告もこの座談会の記録をコメントしたものである。それ故、読者におかれては予め右の座談会記録を御参照願えれば幸いである。

（編集委員会）

### 政治学者神島二郎教授の家族理論——近代日本の家族と家族主義——

森 謙 一一

#### 一 問題

私がここで問題とするのは、近代日本の家族と家族主義——特に神島二郎先生の学説を中心としたと思う。さて、この「座談会」を読んで気付くことは、近代日本の家族の認識について、討論参加者のなかで一定の側面について共通の認識をもちながらも、別の側面では異った評価をしていることである。たとえば、利谷信義先生は「家」制度を「実態的には日本における家族経営の法的反映」としなが

らも、「明治民法といえども近代的な法構造をもっており、権利・義務関係によって構成されている」として「家」制度に内在する矛盾を指摘しておられる（八一―九頁）。この「家」制度に内在する矛盾というものが、利谷先生のいう「家族経営」を崩壊させていく契機であるという限りにおいて、神島先生の末広型家族や単身者家族Ⅱ「家族の解体」の認識と一致していると言える。しかし、利谷先生は「単身者が出ていった根っ子のところではまだ実態としてはゆらいでいない」（三六頁）として、この「家族の解体」現

象あるいは「家」の崩壊を「都市における小家族の増加という現象」（二九頁）のなかに見出ししているように思う。これにたいして、神島先生が「家族の解体」現象として問題とするのは、「単身者が出ていった根っ子の」家族も含めて、つまり都市と農村を含む全体的な近代日本の家族像であるように思う。この問題を明らかにするためには、末広型家族の形成——特に祖先祭祀の在り方と絡むことになので、まずこの問題から話を進めたいと思う。

## 二 〽末広型家族〽〽単身者家族〽について

神島理論の基本的枠組は、(1)一系型家族が末広型家族を経て解体すること、(2)一系型家族の解体を祖先祭祀権の一括継承が崩れてくる過程として把握すること、(3)一系型家族が崩れてくるなかで〽単身者〽が流出し、事実上の家族の解体が始まり、この家族の解体あるいは新しい家族の未形成を前提として家族国家論・家族主義が展開されること、この三つに要約することができるであろう。

さて、神島理論の一系型家族というのは、家産の管理・家業の経営・家族および分家の統領・先祖の祭祀および家名の保持を中核とする「家督」の一括継承を行うような家族である。このなかで特に「先祖の祭祀」を重要視し、一系型家族における先祖を「家」の創設者とした上で、この

祭祀は正統嫡流の主人主婦の権利であり、これ以外の者が祀ることは許されなかったと位置づける。

そして、末広型家族については次のように述べる。「幕末維新の変革は、旧来の「家」、主として〽一系型〽家族の「家」自衛および二三男の「家」の創設の運動として展開され、それにもなう環境改造としては活動舞台の拡大が試みられ、このような運動の経験と成果によって、「家」の創設と自衛との発展的帰結として〽末広型家族〽が形成され、これらがそれぞれ「家」の中興や創立をとおして明治の新社会形成の動力になったと考えられる」（『近代日本の精神構造』〔昭和三六年・岩波書店〕二七九頁）と。神島理論の末広型家族は、幕末維新の急激な社会体制の変革のなかで、かつては居候厄介として一系型家族の枠組のなかにあった二三男層が「家」の創立を行い、一系型家族の存続が危機に傾すること、このような条件の下で形成されることになる。この一系型家族の存続の危機、これは同時に祭祀断絶への危惧でもあり、その危惧が「祭祀権の一部を公的機関に移譲する」（たとえば、靖国神社の祭祀）ことになり、また「祭祀の共同」（〽従来祭祀権が認められていなかった傍系の人々に祭祀への参与を認め、あるいは分割をすること）に結びつくことになる（『近代日本の精神構造』〔前掲〕二七二頁）。

このような末広型家族の形成は、現実には「家」イデオロギーが強化されるなかで、しかも他方では資本主義化が進行する社会のなかで展開することになる。この矛盾・相剋のなかで祭祀権の一部の公権力への移譲や祭祀の共同に見られるように、すでに「家」意識の変容が余儀なくされていることになる。従って、現実の家族形態が三世代同居の、いわゆる直系家族の形態をとっていたとしても、従来の「家」の性格は大きく変容しており、大量の「家」の創設も「浮動化による事実上の個人を媒介とした「家」の創造」＝単身者本位の「家」の創立という性格を帯びることになる。つまり、末広型家族の形成は、一系型家族の解体を前提としており、「単身者が出ていった根っ子にある」家の変質でもある。ここに神島先生と利谷先生の認識のズレがある。

### 三 神島理論と家族の多様性

このような一系型家族から末広型家族への展開という神島理論の図式は、現在の家族史研究の水準から考えれば、一定の時代的制約をうけたものと言わざるを得ないであろう。つまり、神島理論の背後にあるものの一つは柳田国男の「大家族から小家族へ」というシェーマであり、現実の家族の多様性という視角は落ちている。

たとえば、末広型家族における「先祖」を「家」創立の初代のみならずその親を含むとされ、その相続も厳格な一子単独相続ではないとする。そして、祭祀権の分割の例として「位牌を弟妹に分与する」いわゆる「分牌供養」の慣行を取り上げている。しかし、清水報告（次掲の論文）にもあるように、日本の伝統的家族のなかには、一系的な家族とは異なる社会構造をもつ家族（特に隠居制家族）が、それと地域的分布を異にしながら存在している。このような家族の多様な形態は、一つの連続した系列における発展段階の問題に解消されるべきではないであろう。

ただ、現実の家族の多様性にもかかわらず、近世以降、家を支配の末端に位置づけ、家を画一化しようとする枠組は存在した。近世における役家＝本百姓体制の確立は、支配機構の末端として家を位置づけたし、その体制維持のために家の創立を制限した。そして、この家創立の制限は、現実の多様な家族に一子相続的な継承を要求することになる。また、明治期に至ると家創立の制限は廃止され、家の創立は著しく増加するが、利谷先生が強調されているように、戸籍を通じて国家が家を掌握していく。しかも、それはたとえ妥協の産物であったにせよ、規範化された儒教的「家」モデルを前提とした、家の内部構造までも平準化し、画一化しようとするものであったと言える。もちろん、

現実の多様な家族がどこまで平準化・画一化していったかは別の問題にはなるが、家族の内部構造まで平準化・画一化される法的装置が用意されたことは、家の自律性の消失、いわば神島先生のいう「家族の解体」であったであろう。また、同時にそれは明治民法における「家」イデオロギーを現実の多様な家族のなかに定着させるための不可欠な措置であったといえる。

#### 四 家族主義

家族主義の成立は「封建的な家族の事実上の解体なしにはありえなかった」（五八頁）とする神島理論には原則的に賛成である。しかし、この場合には「家族主義」ということばに一定の限定が必要である。

神島先生や中西洋先生は、少なくとも明治末期までは「家族主義」は出てこないとされ、それ以前の労使関係は「主従」であるという性格づけられている（一八頁、二二頁）。このとき、次の二つの疑問が生じる。一つは、下の表で示しているように、明治三十五年における職工の勤続期間がきわめて短かいことである。このような現象は、日本資本主義の形成期における身分的主従関係でもなく、まして家族主義的でもない労使関係の一断面を表しているのではないか、ということである。

〔表〕 職工の勤続期間

	性	調査数	6カ月未満	6カ月上	1～2年	2～3年	3～5年	5年以上	計
鉄工	男	9,733	12.9	39.6	6.6	17.8	11.4	11.7	100.0
印刷工	男	2,725	23.8	18.3	18.8	11.8	11.4	15.9	100.0
紡績工	男	5,368	29.2	19.7	17.6	12.0	12.7	8.9	100.0
	女	19,344	27.3	20.4	18.3	11.9	13.6	8.6	100.0

『職工事情』第1巻70、第2巻11、23ページ（隅谷三喜男『日本賃労働の史的的研究』より）

もう一つは、明治末期以降に（神島先生は「大正のはじめ十年位に」といわれているが）形成される「家族主義」の内容である。アメリカの人類学者シュエ教授は、この家族主義の原型を「イエモト」として捉え、その構成原理を「kin-tract」ということばで説明した。親族の「kin-ship」と契約の「contract」の二つのことばを合成した「kin-tract」の原理とは、その集団内部は「kin-ship」の原理によって構成されているが、その集団に加入するかどうかは「contract」の原理によって決定されるということである（F. L. K. Hsu, "Iamoko —— The Hat of Japan", 1975）。このような概念は、家族主義的集団を説明するものとしては

非常に便利なものである。ただ、このような *Seniority* の原理によって説明される家族主義的集団は少なくとも江戸時代には形成されていた。従って、明治末期以降に形成される家族主義、つまり日本の労使関係の特徴づけた家族主義の形成には、そのような原理とは別の原理が加わらなければならなかったと思う。私はそれを終身雇用制を前提とした年功序列の体系に求めたいと思う。そして、この年功

序列の体系が「年齢」を基準とした社会統合の体系である以上、日本社会の基層文化の一つとしての年齢階梯制的な社会構造との関連、そしてそれが明治国家の下で、あるいは企業内部でどのように再編成されてきたかが問われなければならぬであろう。

急ぎすぎた感があるが、私のコメントはこれで終ることにした。

(茨城キリスト教短期大学・法社会学)